

自動証明写真機設置場所貸付仕様書

1. 自動証明写真機(以下、「写真機」という。)の設置場所等

- (1)設置場所： 沖縄市仲宗根町26番1号 沖縄市役所本庁舎1階
※別紙「自動証明写真機設置場所(平面図)」を予定。
- (2)面 積： (幅)170cm × (奥行)160cm 以内
- (3)設置台数： 1台

2. 貸付期間

令和7年12月1日から令和10年11月30日まで

3. 写真機の規格及び条件

(1)大きさ

幅1700mm、奥行き1600mm、高さ2200mm以内で必要な寸法とする。

(2)デザイン

施設と調和するデザインとし、本市と協議の上決定する。

(3)機能

ア 写真サイズは、旅券(パスポート)の発給申請、マイナンバー(個人番号)カード交付申請、特別永住者証明書の申請、運転免許証の申請等及び履歴書に使用する証明写真に対応すること。なお、装置設置後に、法令改正等により写真サイズが変更された場合も柔軟に対応すること。

イ 身体障がい者や高齢者の利用に配慮し、また、車いす利用が可能な写真機とすること。

ウ 外国人の利用に配慮し、日本語・英語・韓国語・中国語・ポルトガル語・スペイン語等の多言語対応とすること。

エ 1回以上の撮り直し機能があること。

オ 写真機による位置サイズ調整機能が備わっていること。

カ マイナンバー(個人番号)カードの電子申請に対応できること。

キ 撮影したデータ及びマイナンバーカード電子申請で取得したデータは、撮影終了(手続)後、消去されること。

ク 1,000円札のほか、500円、100円、50円、10円の各硬貨が利用できるものとし、つり銭も適切に払い出されるものとする。

ケ 販売価格は、市場価格に準じ、適正な価格で提供すること。

コ 領収書の発行機能を有していること。

サ 省電力対応など環境に配慮したものであること。

4. 設置及び撤去の条件

- (1)写真機の設置、撤去、原状回復及び移設に係る費用は、全て設置者が負担すること。
- (2)閉庁日及び開庁日の業務時間外については、写真機の照明を自動で消灯すること。
- (3)写真機の設置にあたっては、日本工業規格(JIS規格)及び業界自主規制に準拠した震災対策、転倒防止対策を講ずるとともに、本市庁舎の躯体に負担がかからないよう配慮すること。
- (4)防火対策として、難燃素材を用いる等、必要な措置を講ずること。
- (5)施工にあたっては、設置予定写真機について本市と十分に協議し、施工後に本市の確認を受けること。
- (6)貸付期間中に写真機の移設又は撤去の必要性が生じた場合は、速やかに本市の指示に従うこと。
- (7)貸付期間満了時には、円滑に機器の入れ替えができるよう、次期設置者及び市と協議を行い、調整を図った上で写真機を撤去すること。
- (8)施工日時は本市と協議のうえ、決定するものとする。なお、営業開始が令和7年12月2日以降となった場合においても、貸付料の減免又は返還は行わない。

5. 電気使用料の徴収

- (1)写真機の運用に伴う電気使用料は設置者が負担すること。
- (2)電気使用量の算定にあたっては、設置者において写真機に電気使用量を計測する子メーターを取り付けるものとし、本市が定める電気料単価を乗じて得た金額とする。
- (3)電気使用量を計測する子メーターを設置する費用は、設置者において負担すること。
- (4)本市が月ごとに送付する納付書にて、期限までに納付すること。

6. 運用上の条件

- (1)毎月末日までに、賃貸借契約に係る前月までの売上状況(月別の販売数及び売上額)を報告すること。なお、売上金額に係る売上手数料は徴収しないものとする。
- (2)写真機の稼働時間をタイマー等で設定する際は、市庁舎の開庁時間に配慮すること。

【市庁舎の開庁時間】

平日(月～金曜日) ※祝日・年末年始(12月29日～1月3日) 慰霊の日(6月23日)を除く	8時30分～17時15分
--	--------------

- (3)幅広い利用者層を想定し、必要に応じ操作手引書の設置や操作指示の掲出等、利用者が円滑に利用できる環境を提供できるよう努めること。

7. 維持管理運営責任

- (1)適宜消耗品を補充するとともに、金銭管理など機器の維持管理を適切に行うこと。
- (2)定期的に運用上の安全面について確認すること。
- (3)写真機の故障やつり銭不足等の問い合わせ及び苦情等については、設置者の責任において誠意をもって対応するとともに、写真機本体に設置者の名称及び連絡先(管理者名、住所、電話番号等)を大きく明記したステッカー等を金銭投入口周辺の見やすい場所に貼付すること。また、緊急時に対応可能な連絡先について、事前に本市に届けること。
- (4)写真機の故障やつり銭不足等の問い合わせ及び苦情等が発生した場合は、速やかに対応できること。(2時間以内に対応できることを目安とする。)
- (5)写真機の設置によって第三者に生じた事故が、本市の責に帰さない事由による場合は、設置者が補償すること。
- (6)写真機を設置、運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできないものとする。
- (7)本市は、本市の責によることが明らかな場合を除き、当該写真機に係る盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないものとする。
- (8)写真機が毀損、汚損又は紛失したときは、設置者が速やかに復旧し、このことに係る全ての経費を負担すること。

8. その他

本仕様書に定めのない事項については、本市と設置者の間で協議の上、決定するものとする。

自動証明写真機設置場所(平面図)

